

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第158項)第二条
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病の患者又は当該患者の生計を維持する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第37項)第二条
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対象となる身体障害者又はその同一世帯員
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第75項)第二条	
②提供先における用途	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	生活保護実施関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対象となる知的障害者又はその同一世帯員	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先28	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第58項)第二条	
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	
③提供する情報	生活保護実施関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護者等又はその同一世帯員	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先29	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第28項)第二条	
②提供先における用途	予防接種の実費の徴収の決定に関する事務	
③提供する情報	生活保護実施関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第69項)第二条
②提供先における用途	被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31～35	
提供先31	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号主務省令(第151項)第二条
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の認定申請の審査に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該申請を行う者又は当該者の保護者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	提供先21①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第104項)	番号法第19条第8号 別表第2(第104項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先22①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第106項)	番号法第19条第8号 別表第2(第106項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先23①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第108項)	番号法第19条第8号 別表第2(第108項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先24①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第116項)	番号法第19条第8号 別表第2(第116項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先25①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)	番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先26①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第20項)	番号法第19条第8号 別表第2(第20項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先27①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第53項)	番号法第19条第8号 別表第2(第53項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先28①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第37項)	番号法第19条第8号 別表第2(第37項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先29①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第21項)	番号法第19条第8号 別表第2(第21項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30	-	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	提供先30 ②提供先における用途	-	予防接種の実費の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ③提供する情報	-	生活保護実施関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30 ⑦時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31	-	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号 別表第2(第42項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ②提供先における用途	-	被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ③提供する情報	-	生活保護実施関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先31 ⑦時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32	-	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号 別表第2(第113項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ②提供先における用途	-	高等学校等就学支援金の認定申請の審査に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ③提供する情報	-	生活保護実施関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ④提供する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	当該申請を行う者又は当該者の保護者等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先32 ⑦時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	提供先29	厚生労働大臣	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先30～32 提供先29削除したことによる変更。	-	-	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先21	提供先21 独立行政法人日本スポーツ振興センター ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2(第104項) ②提供先における用途 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付の給付金の支払請求の審査に関する事務 ③提供する情報 ・生活保護の実施に関する情報 ④提供する情報となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報となる本人の範囲 当該児童生徒等又はその児童が属する世帯の世帯主 ⑥提供方法 情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	(削除)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第106項)	番号法第十九条第八号主務省令(第141項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第108項)	番号法第十九条第八号主務省令(第144項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第116項)	番号法第十九条第八号主務省令(第155項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	番号法第十九条第八号主務省令(第158項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第20項)	番号法第十九条第八号主務省令(第37項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第53項)	番号法第十九条第八号主務省令(第75項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第37項)	番号法第十九条第八号主務省令(第58項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)	番号法第十九条第八号主務省令(第28項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第42項)	番号法第十九条第八号主務省令(第69項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月12日	II 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委に伴うものを除く。) 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第113項)	番号法第十九条第八号主務省令(第151項)第 二条	事前	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない